



発行
東京都

目次

告示

- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…三

告示

●東京都告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十日

東京都知事 小池百合子

一路線名 武蔵野狛江

二 供用開始の区間 調布市染地三丁目一番九百六十一地

先から同市染地二丁目三十五番三十二地先まで

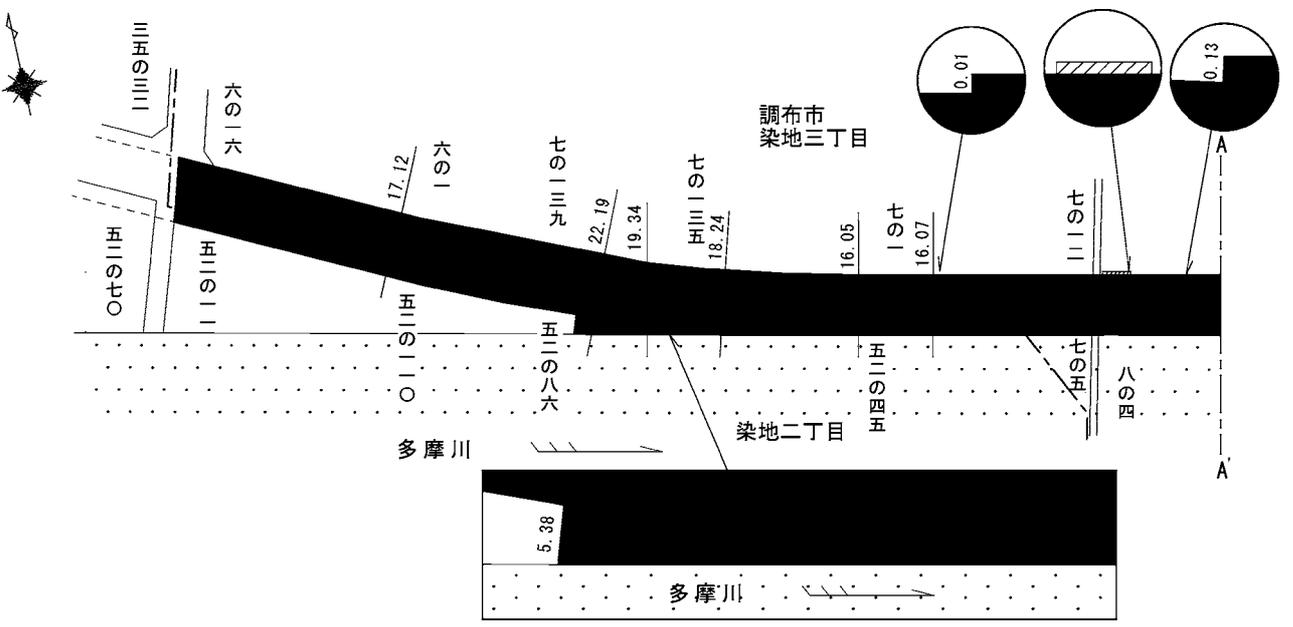
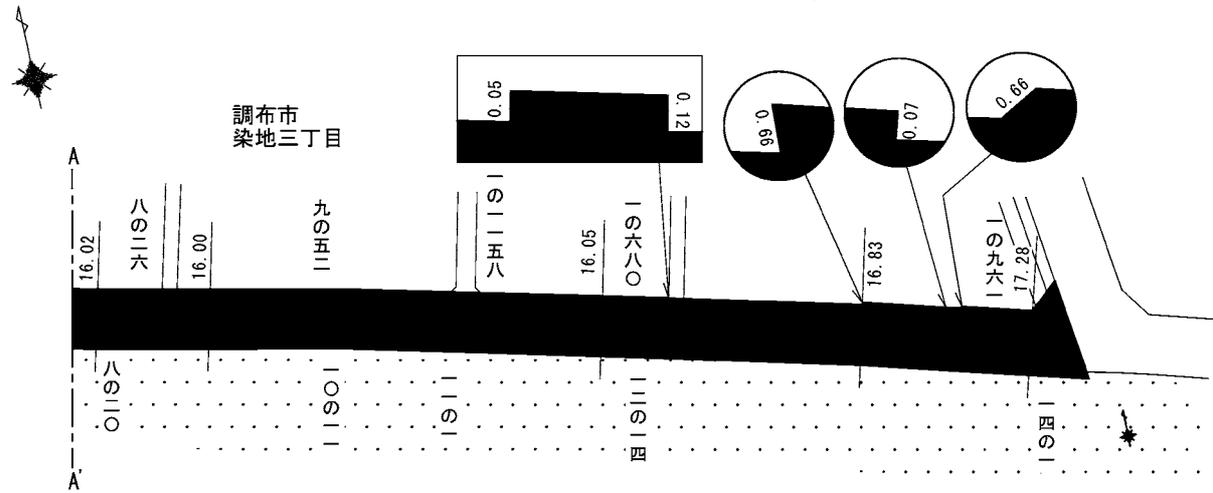
三 供用開始の概要 別図表示のとおり
四 供用開始の期日 令和三年五月二十日

別図

都道武蔵野狛江線供用開始略図
調布市染地三丁目、染地二丁目



計画線
 供用開始区域
 延長 五五四・一九メートル
 面積 九、一九五・七四平方メートル
 供用除外区域
 市道
 都道



●東京都告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年五月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

武蔵野粕江

二 占用を制限する区間

調布市染地三丁目一番九百六十一地先から同市染地二丁目三十五番三十二地先まで

丁目三十五番三十二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年五月二十一日

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第三百三の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地

キグナス 石井 大介 品川区東大井五丁目二十二番五号オ

石油販売 株式会社 ブリ・ユニビル八 三十一日

階

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

